

令和3年1月15日

保護者 様

玉野市教育委員会

学習用端末（一人一台端末）について

国のGIGAスクール構想に伴い整備を進めている「学習用端末（一人一台端末）」が、1月下旬から順次各学校に納品されます。

本端末は、日々の授業はもとより、長期臨時休業の際には各家庭に持ち帰っての活用等も想定しており、今後各児童生徒が筆記用具と同じ感覚で使用していくものとなります。

つきましては、「玉野市学習用端末の貸与等に関する要綱」をご確認のうえ、別紙「玉野市学習用端末貸与申請書」をお子様一人につき一枚ずつ、1月29日（金曜日）までに担任にご提出ください。お手数をおかけしますがご協力よろしくお願いいたします。

記

「玉野市学習用端末の貸与等に関する要綱（案）」（要旨）

※令和3年1月26日の教育委員会で議決後告示、告示をもって施行、令和3年1月1日に遡って適用します。

- ・本端末は、玉野市立小学校及び中学校に在籍する児童生徒の保護者へ貸与します。（第2条）
- ・本端末の貸与を受けるには、「玉野市学習用端末貸与申請書」の提出が必要です。（第4条第1項）
- ・本端末の貸与は、無料です。（第4条第3項）
- ・本端末を紛失又は破損等した責任が借受人にあるときは、借受人の負担で修理又は弁償するものとします。（第6条第1項）

※「玉野市学習用端末の貸与等に関する要綱」の全文は玉野市ホームページ上に掲載しています。以下のQRコードを読み取るか、玉野市ホームページで「GIGA」と検索のうえ、ご確認ください。

<QRコード>

